

平成 17 年 № 5

東京学芸大学大学院教育学研究科長期履修学生規程の一部を改正する規程

承認経過

平成17年 2 月 2 日 教育研究評議会 承認

東京学芸大学大学院教育学研究科長期履修学生規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年 2 月 3 日

東京学芸大学長
鷲 山 恭 彦

平成 17 年規程第 5 号

東京学芸大学大学院教育学研究科長期履修学生規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院教育学研究科長期履修学生規程（平成15年規程第 8 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院教育学研究科長期履修学生規程の一部改正について

改 正	現 行
〔省略〕 （申請手続） 第3条 長期履修学生を希望する者（以下「希望者」という。）は、長期履修申請書（別紙様式1）に指導教員の意見を添えて、別に定める期間内に学長に申請するものとする。<u>ただし、希望者が新入生の場合にあっては、指導教員の意見は要しないものとする。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成17年2月3日から施行する。</u>	〔省略〕 （申請手続） 第3条 長期履修学生を希望する者は、長期履修申請書（別紙様式1）に指導教員の意見を添えて、別に定める期間内に学長に申請するものとする。 〔省略〕